

後付け安全運転支援装置

設置費補助金

●申請受付期間 令和5年4月1日から令和6年3月1日まで

※令和5年4月1日以降に設置したものに限りです。

※令和6年3月2日から3月31日の間に設置した装置は対象にはなりません。

●補助対象者 ※下記①～⑤をすべて満たす個人の方

①町内に住所を有し、令和6年3月31日時点で65歳以上の人

②有効期限内の自動車の運転免許証を保有している人

③町税及び自動車税を滞納していない人

④非営利かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した人

⑤申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない人(国の補助金は除く)

●補助金額

装置の機能	補助金上限	補助率 ※1,000 円未満切り捨て
障害物検知機能あり	32,000 円	装置の購入・設置に要した費用から 40,000 円(自己負担分)差し引いた額の 4/5
障害物検知機能なし	16,000 円	装置の購入・設置に要した費用から 20,000 円(自己負担分)差し引いた額の 4/5

※一人につき1台(回)限りです。

※安全装置の設置に際して行った自動車の故障箇所の修理、改良、改造に係る費用は対象となりません。

●補助対象の自動車 ※下記の①～③をすべて満たす車両

①普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、個人の用途に供するもの

②車検証の「家用・事業者用の別」欄に「家用」と記載されたもの

③車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の氏名が記載されているもの

●補助対象の安全装置

国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進抑制装置で、安全運転支援装置の製造者等が指定する取付け事業者でかつ取扱事業者等(愛知県内の店舗)で設置したもの

※年式等により設置できない車両がありますので、必ず事前に後付け装置取扱事業者へご確認ください。

※設置の際には、安全装置の機能と適切な使用方法について説明を受けてください。

※装置は自動でブレーキが作動するものではありません。必ずご自身でブレーキを踏んで停止してください。

●必要書類

(1) 補助金交付申請書兼実績報告書(様式1)

(2) 安全運転支援装置販売・設置証明書(様式2)(※後付け装置取扱事業者に発行を依頼)

(3) 請求書(様式4)

(4) 運転免許証のコピー

(5) 車検証のコピー(使用者欄が申請者本人のもの)

(6) 設置した店舗で代金の支払いが行われたことが確認できるもの(例 領収証、レシートコピー等)

(7) 補助金振込口座通帳の写し

※添付書類は、すべて申請者本人の名義のものがが必要です。

※装置設置後3か月以内に、申請書及び添付書類を防災危機管理課へ提出してください。